

令和7年12月25日

台東区長
服部 征夫 様

東京都台東区公契約審議会
会長 中里 浩



令和8年度 労働報酬下限額について（答申）

令和7年8月4日付7台総経第312号で、台東区長から諮問されました東京都台東区公契約条例第8条第1項に規定する労働報酬下限額について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見を付しますので、台東区の入札、契約制度及び東京都台東区公契約条例を適切に運用されるよう要望します。

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

- (1) 熟練労働者及び一人親方については、令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

なお、例年、サンプル数が少なく単価が設定されない職種があるが、下表のとおり、以前設定した職種については、その際に準用した職種を適用することが望ましい。また、新たに単価設定を要する職種については、現場に精通している事業者団体の委員の意見を参考にするなどして、類似する職種の単価を適用することが望ましい。

★単価が設定されなかった職種（年度別）

未設定年度	職種	準用する職種
令和6年度	タイル工	左官工
//	屋根ふき工	板金工
//	建築ブロック工	石工
令和7年度	建具工	内装工

- (2) (1) 以外の未熟練工（見習、手元、年金等の受給のために賃金を調整している労働者等）については、令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に75%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。



2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

台東区会計年度任用職員の報酬額（時間単価相当）に、東京都の最低賃金額及びその他の事情を勘案し、1時間あたり1,501円とするのが妥当である。

3 各委員からの意見

- (1) 政府が示している「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」をはじめ、官公需の価格転嫁の取り組み強化がなされている状況を確実に認識したうえで、区の発注する工事や委託契約に漏れがないよう、予定価格や予算等に確実に反映させていただきたい。
- (2) 賃金水準を上げないと人材確保が難しいと考えられる業種への配慮として、業種別労働報酬下限額の設定を検討していただきたい。
- (3) 事業者の報告内容に即した特定労働者への適切な賃金支払いや周知状況、労働者の賃金水準・就労条件・公契約条例の認知度等、事業者及び労働者側の実態を把握することを目的として、アンケート及びヒアリングを実施していただきたい。
- (4) 区は、引き続きホームページへの掲載や事業者・労働者向けの周知カード配布等を通じた広報活動を実施・改善し、本制度の周知徹底を行っていただきたい。

